

## 貴重図書の取扱要領

平成 28 年 3 月 10 日

水田記念図書館

1. 貴重図書の取扱については、昭和 59 年 7 月 10 日付け下記の取扱要領による。
  - (1) 「貴重図書」の取扱（昭和 59 年 7 月 10 日決定）
  - (2) 「貴重図書指定基準表」
  
2. 貴重図書の閲覧について
  - (1) 貴重書の閲覧は、「貴重書閲覧願」に必要事項を記入してカウンターに提出すること。
  - (2) 学外者の閲覧は、事前に申し込むこと。
  - (3) 資料に触れる前に、手指を備え付けの石鹸で洗い、アルコール消毒をすること。
  - (4) 閲覧は、所定の場所で行うこと。
  - (5) 筆記用具は、鉛筆を使用のこと。
  - (6) 資料の上に物を置かないこと。
  - (7) その他、図書館員の指示に従うこと。
  
3. 貴重図書の貸出については、「城西大学水田記念図書館利用細則」第 17 条により館外貸出を行わない。ただし、次のような場合、館長の許可により、所定の手続きを経て貸出を行う。
  - (1) 図書館以外の学内展示
  - (2) 相互協力館等の求めによる学外展示
  - (3) 雑誌、図書への掲載
  - (4) テレビ等の撮影
  - (5) 図書館によるデジタル化、マイクロ化等のための業者依頼
  - (6) その他、館長が認めたとき
  
4. 貴重図書の貸出に関しては、以下の許諾条件を付けること。
  - (1) 城西大学水田記念図書館所蔵の旨を明示すること。
  - (2) 資料の破損・汚損が生じた場合における、損害補償の対策がされていること。
  - (3) 撮影の際の資料の取り扱い及び照明等は、資料保存への十分な配慮をすること。
  
5. 貴重図書をデジタル化する場合、著作権を遵守すること。
  
6. デジタル化した資料は、社会還元のためインターネット上に無料公開することができる。

7. 貴重な資料等については、貴重図書に準じて扱う。

8. その他、疑義が生じた場合、図書館運営委員会で審議し決めるものとする。

附則

この要領は、平成 28 年 3 月 10 日から施行する。

以上